令和９年度沖縄県立沖縄ろう学校高等部入学者選抜募集要項

１　方　針

沖縄県立沖縄ろう学校（以下「沖縄ろう学校」という。）高等部入学者の選抜は、高等学校（高等部）及び中学校（中学部）教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、特別支援学校における教育が必要な者又は各学科等の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

(1)　選抜は、沖縄ろう学校長が学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 135 条第 5 項において準用する第 90 条第１項から第３項の規定により行う。

(2)　選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

(3)　通常の教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校における国語、社会、数学、理科、及び英語の５教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査は実施しない。

(4)　知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の５教科等について、一般入学志願者に対して行う。

(5)　知的の教育課程履修予定者に対して一斉に実施する学力検査問題以外の学校作成問題を一部の生徒に実施することができる。

(6)　本校中学部から沖縄ろう学校高等部へ進学する生徒について、学力検査を行わない書類選考による入学選抜を実施する。

２　一般入学

(1)　出願資格

学校教育法施行令(昭和 28 年 政令第 340 号)第 22 条の３の聴覚障害者（両耳の聴力レベルがおおむね６０デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの）に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア　特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。)を募集年度の３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

イ　中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

ウ　学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ　11 月末日までに志願前相談を受けた者（志願変更及び第２次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。）

※　出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験授業に原則として参加するものとする。

(2)　募集定員　募集定員は別に定める。

(3)　出願期間

出願期間は、令和９年２月１日（月）午前９時～午後４時、２月２日（火）午前９時～午後２時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、沖縄ろう学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(4)　出願手続

ア　志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成 22 年３月 31 日教育委員

会規則第３号。以下「通学区域の規則」という。）により定められた通学区域の１校、１学科、１コースに出願することができる。

イ　志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

(ｱ)　入学志願書(第１号様式)

(ｲ)　健康診断書(第８号様式)

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の１月以降に発行されたものとする。

(ｳ)　身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(ｴ)　確認書（第５号様式）

ただし、次のａ又はｂの者に限る。

ａ　沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者

ｂ　沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ｵ)　写真票（第 15 号様式）

出願の日前６か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5ｃｍ×横 3.5ｃｍ程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ　出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を沖縄ろう学校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

(ｱ) 入学志願書(第１号様式)

(ｲ) 調査書（通常の教育課程履修者用（第４号様式）または知的の教育課程履修者用（第４号－２様式））

※特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第４号様式を作成する。

※県内特別支援学校中学部在学者のうち、内部進学者（同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。）については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。

(ｳ)　入学志願者名簿（第３号様式）

(ｴ)　健康診断書(第８号様式)　（前記２の(4)のイの(ｳ)で提出のあった者に限る。）

(ｵ)　身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(ｶ)　確認書（第５号様式）（前記２の(4)のイの(ｴ)で提出のあった者に限る。）

(ｷ)　写真票（第 15 号様式）

エ　学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を沖縄ろう学校長に提出しなければならない。

(ｱ)　入学志願書（第１号様式）

(ｲ)　沖縄ろう学校長が必要と認める書類

オ　志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

(ｱ)　県外からの入学志願のための許可願(第２号様式)を募集年度の１月 20 日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(ｲ)　前記(ｱ)の許可願、入学志願書(第１号様式)のほか、沖縄ろう学校長が必要と認める書類を沖縄ろう学校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

ア　志願変更

(ｱ)　入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた場合で、出身中学校長等及び沖縄ろう学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。

(ｲ)　志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ｳ)　志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ　志願変更の日程

(ｱ)各特別支援学校、学科・コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和９年２月２日（火）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和９年２月１６日（火）に発表する。

(ｲ)志願変更申出期間

令和９年２月５日（金）及び２月８日（月）の２日間とする。

(ｳ)入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和９年２月１５日（月）及び２月１６日（火）の２日間とする。

(ｴ)前記(ｲ)及び(ｳ)の受付時間は、１ 日目は午前９時～午後４時、２日目は午前９時～午後２時までとする。

ウ　志願変更する者は、志願変更願（第６号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ　出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に沖縄ろう学校長に志願変更する者の志願変更願（第６号様式）を提出し、沖縄ろう学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ　志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「２一般入学」の「(４)　出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(6)　選抜の方法

ア　特別支援学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ　選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。ただし、同一校の高等部に進学する者については、出願書類を基にして選抜を行う。

(7)　学力検査等

ア　学力検査等の期日及び時間割

時限 月日	9:15	第１時限 10:00～10:50	第２時限 11:15～12:05		第３時限 13:15～14:05
第１日目 ３月３日 （水）	受付 集合 説明	国 語	理科	昼食 12:05～13:00	英語
第２日目 ３月４日 （木）	受付 集合 説明	社会	数学		面接
備考	※ 教科の検査時間はいずれも 50 分とし、配点は各 60 点とする。				

(ｱ) 受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

・ＨＢ以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）

・プラスチック製の消しゴム

・定規（三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規は不可）

・コンパス（分度器機能付きは不可）

(ｲ) 受検者は、検査期間中、携行品以外に次のものを机の上の置くことができる。

・鉛筆キャップ

・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）

・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェラブル端末等も不可。）

・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

イ　検査の場所

(ｱ)　原則として沖縄ろう学校　校舎棟３階とする。（受付も同じ）

(ｲ)　通学区域が広域にわたる特別支援学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができるものとする。ただし、受検の許可について別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

a　委託検査場

県立宮古特別支援学校	県立八重山特別支援学校	県立大平特別支援学校久米島高校分教室
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場		

b　出張検査場

教育委員会が必要に応じて設置する出張検査場

ウ　学力検査等の実施

(ｱ)　沖縄ろう学校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立特別支援学校入学者選抜学力検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査等を実施する。

(ｲ)　委託検査場にあっては、委託検査場の学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査等を実施する。

(ｳ)　出張検査場にあっては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。

(ｴ)　沖縄ろう学校長は、志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受験する者がいる

場合、委託・出張検査場受検者名簿（第７号様式）、面接票、その他必要書類等を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付する。

(ｵ)　委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受検者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに沖縄ろう学校長あてに送付すること。

(8)　面接

面接は、学力検査を実施する志願者全員について沖縄ろう学校長の定めるところにより実施する。

(9)　合格発表

ア　令和９年３月１７日（水）の午前９時に沖縄ろう学校ホームページにおいて発表する。また、沖縄ろう学校生徒玄関前にも掲示する。

イ　沖縄ろう学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長を通じて合格したことを通知する。

３　第２次募集

沖縄ろう学校長は、合格者が募集定員に満たない場合、第２次募集を行うものとする。

(1)　出願資格

出願できる者は、前記２(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者、または県立島尻特別支援学校高等部真和志高等学校分教室を受検し合格しなかった者とする。

(2)　出願期間

第２次募集の出願期間は、令和９年３月１８日（木）午前９時～午後４時、３月１９日（金）午前９時～午後２時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、沖縄ろう学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(3)　出願手続

一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。

ア　県立高等学校における学力検査を受検した者

(ｱ)　志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等学校の１校・１学科・１コースに出願することができる。更に、高等支援学校等特別支援学校高等部１校・１学科・１コースに併願することができる。

(ｲ)　志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等支援学校等の１校・１学科・１コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに併願することができる。

ただし、(ｱ)、(ｲ)については以下の通りとする。.

※同一校における他の学科・コースに第２志望を出願することができる。.

※当該年度の学力検査を受検した学校の同一学科・コースに出願することはできない。.

※出願は志願前相談を受けた者に限る。

イ　県立高等支援学校等における学力検査を受検した者

(ｱ)　志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等学校の定時制課程の１校・１学科に出願することができる。更に、高等支援学校等又は特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに併願することができる。

(ｲ)　志願者は、当該年度に第２次募集を実施する高等支援学校等の１校・１学科・１コースに出願することができる。更に、特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに併願することができる。

ただし、(ｱ)、(ｲ)については以下の通りとする。.

※同一校における他の学科・コースに第２志望を出願することができる。.

※当該年度の学力検査を受検した学校の同一学科・コースに出願することはできない。.
※出願は志願前相談を受けた者に限る。

ウ　県立島尻特別支援学校高等部真和志高等学校分教室を受験した者。
志願者は、志願者は、当該年度に第２次募集を実施する特別支援学校高等部の１校・１学科・１コースに出願することができる。ただし、出願は志願前相談を受けた者に限る。

エ　志願者は、次の書類を出身中学校長等に提出しなければならない。
(ｱ)　第２次募集入学志願書（第９号様式）
(ｲ)　確認書（第５号様式）
ただし、次のａ又はｂの者に限る。
ａ　沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第２条第１項ただし書きの規定により同規則別表第２に掲げる地域から出願する者
ｂ　沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(ｳ)　身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。
※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。
※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）
※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

オ　出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を沖縄ろう学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
(ｱ)　第２次募集入学志願書（第９号様式）
(ｲ)　調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）
(ｳ)　第２次募集志願者名簿（第 10 号様式）
(ｴ)　確認書（第５号様式）（前記３の(3)のエの(ｲ)で提出のあった者に限る。）
(ｵ)　身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し）。
※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。
※「次の判定年月」を過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）
※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

カ　沖縄ろう学校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の写しの提供を求める。
(ｱ)　学力検査成績証明書（第 14 号様式）
(ｲ)　健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）
(ｳ)　写真票（第 15 号様式）※一般入試で高等学校を受験した場合は、そのまま使用してよい。

キ　カの出願書類等の提供を求められた学校長は、当該志願者に係る前記カの書類の写しを沖縄ろう学校長へ送付する。

(4)　志願変更及び手続
ア　志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更（以下「２次志願変更」という。）することができる。
イ　２次志願変更の受付は、令和８年３月２３（火）午前９時から午後２時までとする。
ウ　２次志願変更をする者は、第２次募集志願変更願（第 12 号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。
エ　出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第２次募集志願変更願を提出し、入学

志願書類の返却を受けるものとする。

なお、郵送による２次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ　２次志願変更をする者は、返却された第２次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「３　第２次募集」の「(3)　出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第２次募集志願変更願（第 12 号様式）で申し出るだけでよい。

(5)　選抜の方法

ア　選抜は、学力検査成績証明書（第 14 号様式）、調査書（第４号様式、第４号－２様式）、面接等の結果を資料として行う。

イ　面接日時：３月２５日（木）14:00(受付)、14:10～15:00(面接)

ウ　面接会場：沖縄ろう学校 管理棟２階 視聴覚室

(6)

ア　合格発表は令和９年３月２９日（月）の午前９時に沖縄ろう学校ホームページにおいて発表する。また、沖縄ろう学校生徒玄関前にも掲示する。

イ　沖縄ろう学校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長を通じて合格したことを通知する。

※ 通知の方法：中学校は３月２９日（月）に沖縄ろう学校に合格通知を受け取りにいらしてください。

４　追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1)　検査の場所

沖縄ろう学校　管理棟２階 視聴覚室

(2)　申し出等の日程及び手続き

ア　申し出期間は、令和９年３月３日（水）及び３月４日（木）の２日間とする。

イ　受付期間は、令和９年３月３日（水）午前９時から午後４時、３月４日（木）午前９時から正午までとする。

ウ　追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第１号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、沖縄ろう学校へ提出すること。

(3)　追検査の期日及び時間割等

ア　期日：令和９年３月９日（火）8:30(受付)

イ　時間割

第１時限 (9:00～9:50)	国語
第２時限 (10:05～10:55)	理科
第３時限 (11:10～12:00)	英語
(12:00～12:45)	昼食（45 分）
第４時限 (13:00～13:50)	社会

第５時限 (14:05～14:55)	数学
第６時限 (15:10～16:00)	面接

(4)　所持品の取扱い

「２　一般入学」の「(7)学力検査等」に同じ

(5)　合格発表

「２　一般入学」の「(9)合格発表」に同じ

５　調査書

(1)　中学校等に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。

(2)　調査書（第４号様式）の作成方法

ア　「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ　※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ　記入事項のない欄には斜線を引く。

エ　「①　各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

(ｱ)　「観点別学習状況」の欄は１年～３年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。

(ｲ)　「評定」の欄は、絶対評価による５段階の目標に準拠した評価で記入する。

(ｳ)　「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

オ　「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

カ　「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

キ　「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例　英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。

ク　「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。

(ｱ)　１年及び２年は指導要録に記入されたものを転記する。

(ｲ)　３年は令和８年１２月２８日現在で記入する。

(ｳ)　出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、（　）内に内数として記入する。

(ｴ)　備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が 10 日以上の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

ケ　「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和７年４月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和９年１月以降に行った健康診断書（第８号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

コ　令和５年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

(3)　第４号－２様式の作成方法

ア　「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ　※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ　記入事項のない欄には斜線を引く。

エ　「各教科の学習の記録」の欄はＡＢＣＤの評価を○で囲む。

(ｱ)　Ａの評価は、完全に自身でできる場合。

(ｲ)　Ｂの評価は、部分的な支援があればできる場合。

(ｳ) Ｃの評価は、学習の理解が困難である場合。
(ｴ) Ｄの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。

オ　「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。

カ　「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。
(ｱ)　１年及び２年は指導要録に記入されたものを転記する。
(ｲ)　３年は令和８年１２月２８日現在で記入する。
(ｳ)　出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、（　）内に内数として記入する。
(ｴ)　備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が 10 日以上の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記(ｳ)で相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

キ　「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。
過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和９年１月以降に行った健康診断書（第８号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

(4)　沖縄ろう学校長は、出身中学校長等の提出した調査書（第４号様式、第４号－２様式））に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

6　帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1)　帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

(2)　志願者のうち、帰国子女等について、県立特別支援学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式２）を中学校長等を経て沖縄ろう学校長に提出することができる。

(3)　志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

7　不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

(1)　志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認めれれるものは、自己申告書（第 13 号様式）を中学校長等を経て沖縄ろう学校長に提出することができる。自己申告書（第 13 号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校等名、本人氏名を記入すること。

(2)　志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

8　学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 県立特別支援学校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」（第 16 号様式）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て沖縄ろう学校長に提出することができる。手続きの詳細については、教県第１０４５号令和９年度県立特別支援学校高等部入学者選抜に係る学力検査等における配慮及び配慮願い書の提出等について（通知）のとおりとする。

(2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

9　その他

(1) 中学校長等は、進学した者について、学校教育法施行規則第 24 条第１項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年度文部省令第 18 号）第８－87 条第１項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票を募集年度の３月末日までに特別支援学校長に提出する。

(2) 沖縄ろう学校長は出願手続で定める書類意外に選抜上特に必要と認める資料については、教

育庁と協議して定め、中学校等や志願者へ求めることができる。

(3) 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。

(4) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

(5) 合格者オリエンテーション

① 日時：令和９年３月３０日（火）１０：００

② 場所：沖縄ろう学校　管理棟２F　視聴覚室